

少年たちにあなただの力を

～家庭裁判所の補導委託制度～

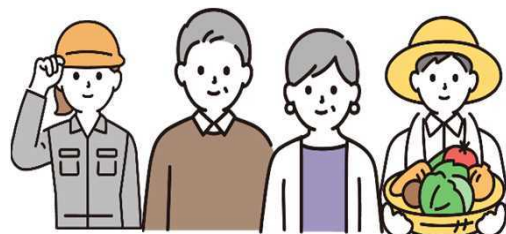
家庭裁判所の補導委託制度をご存じですか？	1
補導委託の種類	2
少年の感想	3
裁判所から見た補導委託	4
補導委託についてのQ & A	5

最高裁判所

家庭裁判所の補導委託制度をご存じですか？

家庭裁判所の少年審判では、民間のボランティアの方々に、「補導委託先」として協力していただいています。

「補導委託」とは、家庭裁判所が少年に対する最終的な処分を決める前に、民間のボランティアの方に、少年をしばらくの間預け、少年に仕事や通学をさせながら、生活指導をしていただく制度です。

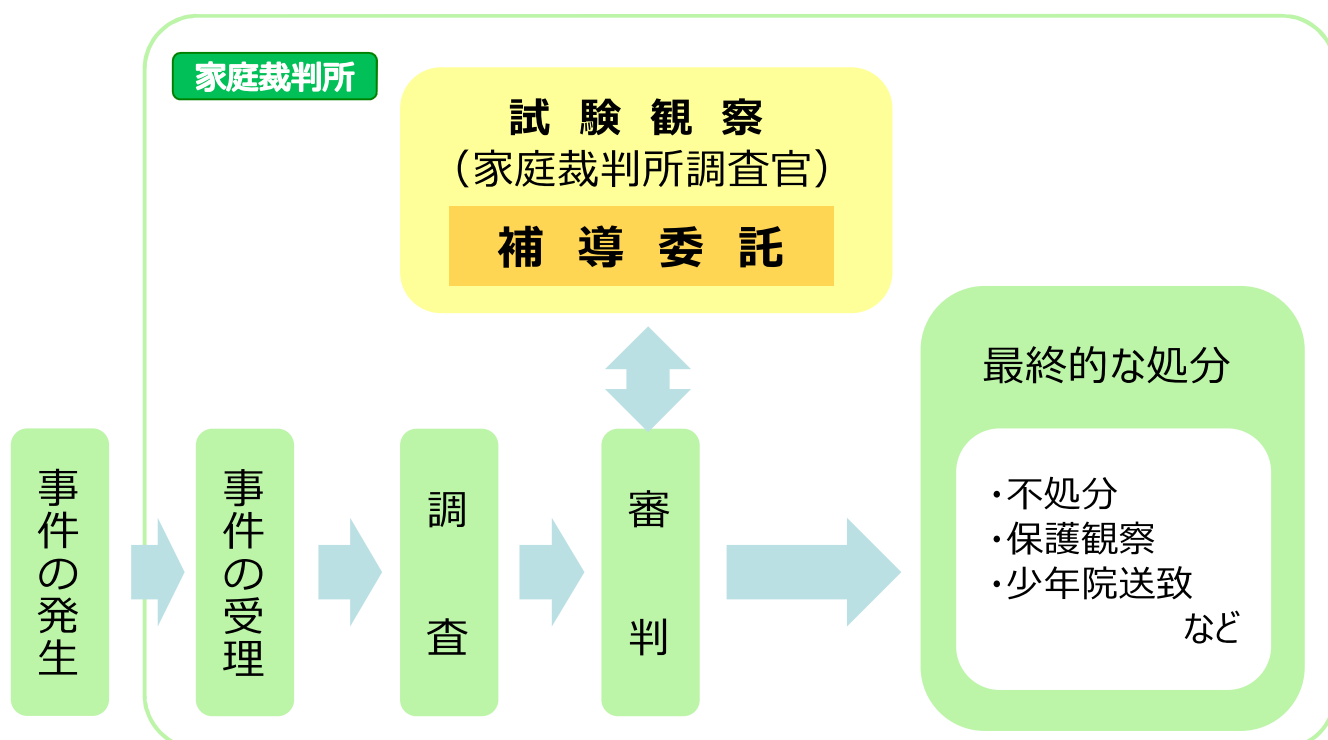


少年を預かっていただく個人や施設のことを「補導委託先」、補導委託先の責任者の方を「受託者」といいます。

家庭裁判所では、非行を起こした少年について、保護観察や少年院送致などの処分を決めますが、処分を決める前に、しばらくの間少年の生活態様などを見ることがあります。これを「試験観察」といい、担当の家庭裁判所調査官が指定されます。「補導委託」は、この試験観察の中で必要に応じて行われるものです。

※「少年」には、令和4年4月に施行された改正少年法における特定少年（非行を起こした18歳、19歳の者）も含まれます。

少年審判の流れ



補導委託には、

「身柄付きの補導委託」と「通所型の補導委託」

があります。

● 身柄付きの補導委託

少年が、受託者と生活をともにしたり、指導を受けたりする中で、生活習慣や社会人としての心構えなどについて学びます。受託者やその家族の方々と一緒に生活することは、少年が、家族や周囲の人との付き合いの在り方を見つめ直し、非行から立ち直る大変よいきっかけになっています。

● 通所型の補導委託

少年が、自宅等から受託者のもとに通って、生活指導や職業指導を受けたり、短期間の社会奉仕活動に参加したりします。



福祉施設での活動風景（京都、通所型）

補導委託の内容としては、主に以下のようなものがあります。

● 職業指導

少年たちは、学校を出ても仕事に就かず、やりがいを持てずに過ごしていることが少なくありません。様々な事業主の方から職業指導を受けることは、少年が働くことの意義を理解するとともに、自分の長所を仕事に生かすことで自信をつけるなど、貴重な立ち直りの機会となっています。



清掃登山活動風景（宮崎、社会奉仕活動）

● 社会奉仕活動

近年は、家族や地域の人たちとのかかわりが薄くなり、そこでの教育やしつけが行われにくくなっているといわれています。そのため、地域の人たちの協力を得ながら、少年が様々な体験をして、人間関係の在り方を見つめ直したり、相手の立場に立って考えたりするきっかけを与えることが大切であると考えられています。例えば、受託者の指導を受けながら、少年が老人ホームや保育園などでお年寄りや子どものお世話のお手伝いをするといった社会奉仕活動に参加することが行われています。

身柄付きの補導委託

僕がこのクリーニング屋の委託先に来てから、もう3か月がたちました。この3か月間で、僕の周りの環境や生活が一変しました。クリーニングの仕事は初めてでしたが、仕事に対しても、生活に対しても、責任感が付いたと思います。自分勝手なことや相手のことを考えない行動をすると、他の人に迷惑をかけるという当たり前のことに気づいていなかったと思います。

仕事を通じていろいろなことを学べたと思います。時には厳しく自分の悪いところを叱ってくれただんなさんや、その場の雰囲気をもっと明るくしてくれたり、とても優しくしてくれた奥さんや、仕事をていねいに教えてくれた委託先の先ばいや、みなさんに感謝したいと思います。



通所型の補導委託

やる前にはとても長く感じた社会奉仕活動の3日間もあっという間に終わってしまった気がします。施設にいるおとしよりの人たちも、何をやっていいのかわからなくて困っている私にやさしく声をかけてくれました。それに、私が何か一つを一生懸命にやると、やった分だけかんしゃされて、それがとても気持ちよかったです。それから、先生たちは、私がすることに対して、認めてくれたりして、私をとっても必要としてくれて、自分のそんざい感や、価値について考えさせてくれました。

ボランティアを3日間やりとげました。自分てきにスゴイと思います。やる前は、途中でめげるかなあーと思ってたけど、ちゃんとやりとげることができました。老人ホームではいろんなことを学びました。人を思いやる気持ち、人は一人じゃ生きていけないこと…。今、また親のありがたみが分かりました。なんかとっても気持ちがいいです。

